

防災

ハザードマップ

R4改訂
保存版
(5年保存)

風水害

土砂災害

地震

日頃からの備え

洪水・地震ハザードマップ

小学校区防災マップ



●「八幡市防災アプリ」
もご利用ください。二
次元コードからダウン
ロードいただけます。

Android



iOS

八幡市

●「防災ハザードマップ」は、
八幡市ホームページから
ご覧いただけます。



防災対策は日頃の備えから！

地震や風水害などの自然災害は、私たち人間の力では食い止めることはできませんが、災害による被害は、日頃の備えによって減らすことができます。自治体などによる防災の取り組み（公助）はもちろんのこと、自分のことは自分で守る（自助）や地域の人たちで助け合うこと（共助）は、災害による被害を少なくするためには不可欠な取り組みといえます。

いざというときに備えて、防災情報の入手方法、避難に関する知識、非常持出品の準備など、まずは身の回りの安全対策から始めましょう。また、災害の発生時には、何よりも地域の人たちの協力が必要です。地域の人たちで協力して、災害時にすばやく行動できる体制をつくりましょう。

もくじ

風水害

風水害の怖さを忘れないP1

- 八幡市に被害を及ぼした主な浸水被害

風水害から身を守ろうP2

- 集中豪雨の危険を知っておきましょう
- ゲリラ豪雨に注意しましょう
- 線状降水帯に注意しましょう
- このような前兆現象を確認したら避難しましょう
- 浸水などから避難するときの注意点
- 風水害対策の基本は情報収集／
自宅の風水害危険度を知る

土砂災害

土砂災害から身を守ろうP4

- 2つの警戒区域を知っておきましょう
- 土砂災害の前兆現象と避難するポイント
- 大雨などに関する情報と避難行動のポイント

地震

南海トラフ地震に備えようP6

- 南海トラフ地震による想定震度分布図
- 八幡市の人的・物的被害想定結果
- 有馬・高槻断層の地震に伴う八幡市の被害想定結果
- 八幡市で震度5以上を観測した地震

地震が起きたらどうするか？P7

日頃からの備え

防災情報の入手方法を知ろうP8

- 市民の皆さまへの避難情報の主な広報手段
緊急速報メール／京都府防災・防犯情報メール／
八幡市防災アプリ／防災行政無線／
その他の防災情報アクセス一覧
- 災害用伝言ダイヤル「171」を使いましょう

- 災害用伝言板web171（NTT 西日本・東日本）を利用しましょう

- 携帯電話・スマートフォンの「災害用伝言板」を利用しましょう

避難に関する知識を身につけようP10

- 自らの判断で避難行動を～危険を感じたらすぐ避難しましょう
- 警戒レベルと避難に関する情報

避難所生活の豆知識P11

洪水・地震ハザードマップ

大谷川・防賀川浸水想定区域図P12

平成25年台風18号接近に伴う

大雨による浸水区域図P14

南海トラフ地震想定震度分布図P15

有馬・高槻断層の地震による想定震度分布図 …P16

小学校区防災マップ

市内全域図P17

①-1 八幡小学校区P18

①-2 八幡小学校区P20

②くすのき小学校区P22

③さくら小学校区P24

④橋本小学校区P26

⑤有都小学校区P28

⑥中央小学校区P30

⑦南山小学校区P32

⑧美濃山小学校区P34

⑨長町・樋ノ口地区P36

家族などの連絡先／災害時の連絡先／……裏表紙
ラジオの周波数／

わが家の避難経路を作成しましょう！



風水害の怖さを忘れない

●「防災ハザードマップ」は、八幡市ホームページからもご覧いただけます。

市の過去の水害を振り返ってみると、1573年（天正3年）から水害の記録が残っていますが、1870年（明治3年）に、木津川の付け替え工事が終了してからは木津川の堤防決壊は少なくなりました。

しかしながら、支流や内水の氾濫は気候変動の影響もあり、近年も八幡市を襲い続けています。

私たちは、常に風水害・土砂災害の危険にさらされています。家族の安全と財産を守るためにも、油断せず日頃から十分な対策を立てておきましょう。



平成25年 台風18号による浸水被害の様子（八幡市橋本）

■八幡市に被害を及ぼした主な浸水被害

※雨量は24時間最大雨量

発生年月日	原因	総雨量(mm)	最高水位(m)		浸水面積(ha)	浸水戸数(戸)	
			内水	外水		床上	床下
1953(昭和28)年9月25日	台風13号	※167.0	不明	18.02	1,000	268	不明
1959(昭和34)年8月14日	台風7号	265.5	13.86	12.22	625	190	266
1961(昭和36)年6月27日	梅雨前線	270.5	12.62	15.80	595	86	133
1961(昭和36)年10月28日	秋雨前線	不明	12.56	17.94	615	51	121
1965(昭和40)年9月17日	台風24号	169.0	11.48	17.61	327	4	17
1972(昭和47)年7月9日	豪雨	291.5	12.05	15.36	253	9	38
1982(昭和57)年8月1日	台風10号	220.5	12.22	17.20	178	7	178
1986(昭和61)年7月21日	豪雨	276.9	12.38	15.69	145	34	628
1990(平成2)年9月19~20日	台風19号	参考①					
1993(平成5)年7月3~6日	大雨	参考②			210		14
2012(平成24)年8月14日	豪雨	289.0	9.32	10.17	56	28	280
2013(平成25)年9月16日	台風18号	282.0	11.25	16.36	205	30	856
2018(平成30)年9月4日	台風21号	参考③					

雨量観測所：八幡東島

水位観測所：八幡排水機場

参考：八幡市地域防災計画「風水害対策編」

参考① 台風19号／市内最大瞬間風速32.5m。街路樹等96本倒木、田畑の冠水60ヘクタール。

参考② 3日から6日にかけての大雨／八幡式部谷でがけ崩れ。床下浸水14戸、田畑の冠水210ヘクタール。

参考③ 2018（平成30）年9月4日 台風21号／市内最大瞬間風速49.2m。家屋の一部損壊640件。

風水害から身を守ろう

集中豪雨は、短時間のうちに狭い地域に集中して降る豪雨のことで、梅雨の終わりごろによく起こります。狭い地域に限られ突発的に降るため、現状、予測は困難です。気象情報や起きている現象から危険レベルを判断し、行動することが重要になってきます。

集中豪雨の危険を知っておきましょう

■短時間で危険な水位

河川、溪流、下水管、用水路などは、激しい雨が降ることや、まわりから雨が流れ込むことで、数分から数十分で危険な状態となります。



■注意報や警報が出ない雨でも災害が発生する

大雨や洪水の警報・注意報の発表基準に達していないわずかな雨でも、災害が発生するおそれがあります。



■下水の排水能力を超える大雨

下水道の雨水排水能力(1時間当たり50mm)を大きく超える時間雨量100mm以上の豪雨が頻発しています。



■離れた場所の雨でも影響する

自分のいる場所で強い雨が降ってなくても、上流で降った雨が流れてきて、危険な状態になる場合があります。



ゲリラ豪雨に注意しましょう

近年、狭い範囲に短い時間で強い雨を降らせる「局地的大雨」や「集中豪雨」によって、人の命が奪われるケースが起きています。これらの雨は、発生の予測が難しいことから、通称「ゲリラ豪雨」と呼ばれています。

ゲリラ豪雨による水害の特徴としては、「河川の氾濫」「急な増水」「低い土地が水に浸かる」などがあります。

河川に遊びに行くときは、天気予報などで局地的な雨の心配がないか確かめるなど十分に注意しましょう。



線状降水帯に注意しましょう

線状降水帯は、「次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ 50 ～ 300km 程度、幅 20 ～ 50km 程度の強い降水をともなう雨域」のことをいいます。

風水害対策の基本は情報収集 ➡ 8ページ参照

大雨や台風のと看、気象庁や地元の気象台はさまざまな気象情報を発表します。気象情報の種類や内容を理解し、日頃から天気予報を気にかけるように心がけましょう。



主な気象情報の種類

注意報	災害のおそれがあるときにでされる
警報	重大な災害のおそれがあるときにでされる
土砂災害警戒情報	土砂災害のおそれがあるときにでされる
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときにでされる
特別警報	数十年に一度の大災害が起これると予想されるときにでされる
台風情報	台風が発生したときにでされる

このような前兆現象を確認したら避難しましょう



- ❗ 川の近くでは、まわりの空が真っ黒になったらすぐに避難する
- ❗ 雷鳴や稲妻を確認したら建物内へ避難する
- ❗ 冷たい風が吹き出したら注意する
- ❗ 大粒の雨やひょうが降り出したら建物内へ避難する
- ❗ 雨の日に周囲より低い位置にいる場合は、高い場所へ移動する
- ❗ 川の近くでは警告のサイレン音がしたらすぐに避難する

浸水などから避難するときの注意点

ポイント
1

動きやすく、安全な服装で

ヘルメットで頭を保護し、靴はひもで締められる運動靴にする。裸足・長靴は厳禁。



ポイント
2

足元に注意

道路が冠水すると足元が見えにくくなり、側溝やマンホールに気づきにくくなる。長い棒などを杖代わりにして歩くと安全。



ポイント
3

単独行動はしない

避難するときは2人以上です。流されないように、ロープで互いを結ぶ。



ポイント
4

深さに注意

歩行可能な水深の目安は約50センチ。水の流れが速い場合は20センチ程度でも危険になる。危ないと判断した場合は、無理をせず、高所で助けを待つ。



ポイント
5

要配慮者に配慮を

高齢者や傷病者は背負い、子どもには浮き輪などを着けて安全を確保する。



自宅の風水害危険度を知る ➡ 12～14ページ及び別紙A2版八幡市防災ハザードマップ参照

自宅の風水害危険度を知るためには、防災ハザードマップ（以下、ハザードマップという）が役立ちます。ハザードマップは、予想される浸水の深さに応じて色分け表示していますので、自宅付近がどの程度の浸水深になっているか確認しましょう。

ただし、ハザードマップに記載された情報は、「特定の想定」に基づくひとつの予測です。ハザードマップを活用して防災意識を高めることは重要ですが、頼り切ってしまうのは危険です。いざというときに自ら危険性を判断できる能力を養うことが重要です。





土砂災害から身を守ろう

●「防災ハザードマップ」は、八幡市ホームページからもご覧いただけます。

雨が降り続いたりすると地盤が緩むので土砂災害が起こりやすくなります。次のような前兆現象を確認した場合は、早めに避難しましょう。

2つの警戒区域を知っておきましょう

「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて京都府によって指定・告示された区域のことです。

ここが
大事！

小学校区防災マップで土砂災害のおそれのある地域をご確認ください。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害のおそれがある区域のこと。

指定区域にお住まいの場合

- 危険な場所を点検し、防災情報を収集する。
- 避難訓練に参加する。
- 土砂災害警戒情報や雨量の情報に注意する。
- 土砂災害警戒情報などが発表された際には早めに避難する。

ハザードマップで避難所を確認しておく。

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域のこと。

指定区域にお住まいの場合

- 著しい損壊が生じるおそれがある建築物に対し、移転などが勧告される可能性がある。
- 危険な場所を点検し、防災情報を収集する。
- 避難訓練に参加する。
- 土砂災害警戒情報や雨量の情報に注意する。
- 土砂災害警戒情報などが発表された際には早めに避難する。

ハザードマップで避難所を確認しておく。

土砂災害の前兆現象と避難するポイント

がけ崩れ・山崩れ

雨水がしみ込んで、やわらかくなった斜面が急に崩れ落ちます。



ポイント

がけ崩れの場合、がけの高さの2倍以上の距離に逃げたり、がけとは反対側の建物内の2階に移動する。

！こんな前兆現象に注意！

- がけからの水がにごる。
- 地下水や、わき水が止まる。
- 斜面のひび割れ、変形がある。
- 小石が落ちてくる。
- がけから音がする。
- 異様なおいがする。

地すべり

地盤が弱い土地に豪雨が降り、ゆるくなった斜面の一部が、地下水の影響と重力でゆっくり下へ動きます。



ポイント

地すべりは比較的ゆっくりと発生するが、早め早めに避難する。

！こんな前兆現象に注意！

- 地面にひび割れができる。
- 井戸や沢の水がにごる。
- がけや斜面から水がふき出す。
- 家、よう壁に亀裂が入る。
- 家、よう壁、樹木、電柱が傾く。

土石流

長雨や集中豪雨などで、山腹や谷川の石や土砂がいきにく下流へ押し流されます。



ポイント

土石流の場合、溪流からできるだけ離れ、流れとは直角方向に逃げる。

！こんな前兆現象に注意！

- 山鳴りがする。
- 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。
- 斜面のひび割れ、変形がある。
- 川の水がにごったり、流木がまざったりする。
- 腐った土のおいがする。

大雨などに関する情報と避難行動のポイント

大雨の状況	気象庁等の情報		警戒レベル	八幡市の対応	住民の行動
大雨の数日 ～約1日前 ↓ 大雨の半日 ～数時間前 ↓ 大雨の数時間～ 2時間程度前 ↓ 数十年に 一度の 大雨	早期 注意情報 (警報級の 可能性)		1	- 担当職員の連絡体制を確立する - 気象情報や雨量の状況を収集する 	- 気象情報に気をつける - テレビ、ラジオ、携帯電話、市や気象庁のホームページなどから最新の気象情報を入手する
	大雨注意報 洪水注意報		2		- 窓や雨戸など、家の外の確認 - 避難場所の確認 - 非常持出品の点検・準備 - 避難の準備をする - 危険な場所に近づかない
	大雨警報に 切り替える 可能性が高い 注意報	氾濫 注意情報			
	※1 大雨警報 洪水警報	氾濫 警戒警報	3	- 市警戒本部の設置 - 警戒すべき区域の巡視 - 避難場所の準備・開設 - 必要地域に高齢者等避難の発令	- 市などが発表する避難に関する情報に注意 - 必要に応じて速やかに避難 ・立ち退き避難 ・屋内安全確保 ※10ページ参照
	※2 土砂災害 警戒情報	氾濫 危険情報	4	- 警戒すべき区域の巡視 - 避難呼びかけ - 必要地域に避難指示の発令 - 市対策本部の設置	- 避難場所へすぐに避難する ・立ち退き避難 ・屋内安全確保 ※10ページ参照 
	~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~				
	大雨 特別警報	氾濫 発生情報	5	緊急安全確保を発令。非常に危険な状況であることを住民へ周知する	ただちに命を守るための最善の行動をとる

※1：夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します。

※2：土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、対象となる市区町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表します。

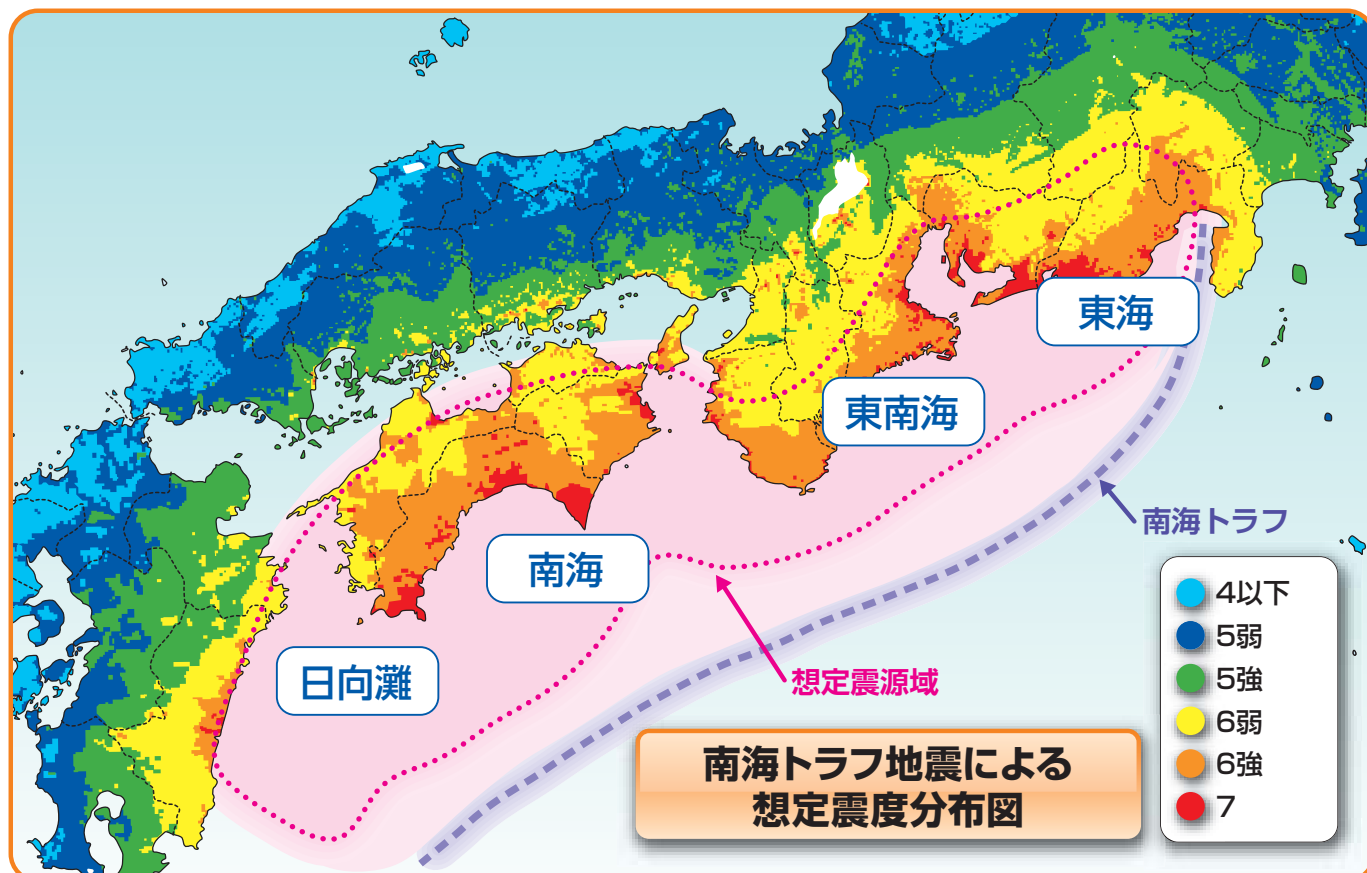


# 南海トラフ地震に備えよう

●「防災ハザードマップ」は、八幡市ホームページからもご覧いただけます。

東海沖から四国沖にかけての領域を震源とする南海トラフ地震。30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震発生確率は、70～80%とされています。

京都府では、国が用いた南海トラフ地震のデータをもとに、府独自に収集した地質データなどを追加し、推計したところ、八幡市の最大震度は6強と想定されました。



## ■八幡市の人的・物的被害想定結果 ➡ 15ページ参照

(出典：中央防災会議資料)

人的被害	死者数(人)	20	建物被害	全壊(棟)	480
	負傷者数(人)	340		半壊・一部半壊(棟)	—
	負傷者数 うち重傷者数(人)	40		焼失建物(棟)	450
	要救助者数(人)	110			
	短期避難者数(人)	—			

参考：内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014）●建物被害：被害が最大となる冬・18時 ●人的被害：被害が最大となる冬・18時

## ■有馬・高槻断層の地震に伴う八幡市の被害想定結果 ➡ 16ページ参照

資料提供：京都府地震被害想定調査委員会

人的被害	死者数(人)	260	建物被害	全壊(棟)	5,370
	負傷者数(人)	2,410		半壊・一部半壊(棟)	6,440
	負傷者数 うち重傷者数(人)	320		焼失建物(棟)	760
	要救助者数(人)	1,360			
	短期避難者数(人)	23,390			

## ■八幡市で震度5以上を観測した地震

発生日月	原因	最大震度	規模 (マグニチュード)	八幡市 観測震度
1995(平成7)年1月17日	兵庫県南部地震	7	7.3	5
2018(平成30)年6月18日	大阪府北部地震	6弱	6.1	5強

# 地震が起きたらどうするか？

大きな地震が発生したら、冷静に対応するのは難しいもの。しかし、一瞬の判断が生死を分けることもあります。地震が起きても「あわてず、落ち着いて」行動するために、以下の行動パターンを覚えておきましょう。

## 地震発生

- 落ち着いて、自分の身を守る
- 火の始末はすばやく
- ドアや窓を開けて、逃げ道を確保する



## 緊急地震速報

強い揺れ（震度5弱以上）が始まる数秒から数十秒前に、テレビやラジオ、市の防災行政無線や携帯電話などで「もうじき揺れること」を知らせてくれます。ただし、震源に近い地域では、強い揺れに間に合わないことがあります。

## 1～2分

山・がけ崩れの危険が予想される地域はすぐ避難

- 火元を確認、出火していたら初期消火
- 家族の安全を確認
- 靴をはく
- 非常持出品を手近に用意する

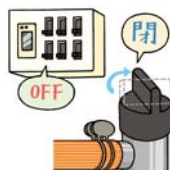


## 3分

- 隣近所の安全を確認  
特に一人暮らしの高齢者など要配慮者がいる世帯には積極的に声をかけ、安否を確認する。
- 余震に注意

## 5分

- 子どもを迎えに  
自宅を離れるときには、行き先を書いたメモを家族で決めた場所に隠す（空き巣対策）
- さらに出火防止を！  
ガスの元栓、電気ブレーカーを切る（通電火災対策）



- ラジオなどで情報を確認
- 電話はなるべく使わない
- 家屋倒壊などの恐れがあれば避難する

## 5～10分

- 消火・救出活動  
隣近所で協力して消火や救出を。あわせて消防署等へ通報する。



## 10分～数時間

- 生活必需品は備蓄でまかなう
- 災害情報、被害情報の収集
- 壊れた家には入らないこと
- 引き続き余震に警戒する



## ～3日くらい

## 避難生活では

- 自主防災組織等を中心に行動を
- 感染予防対策を
- 衛生管理に注意を払う
- 集団生活のルールを守る
- 助け合いの心を



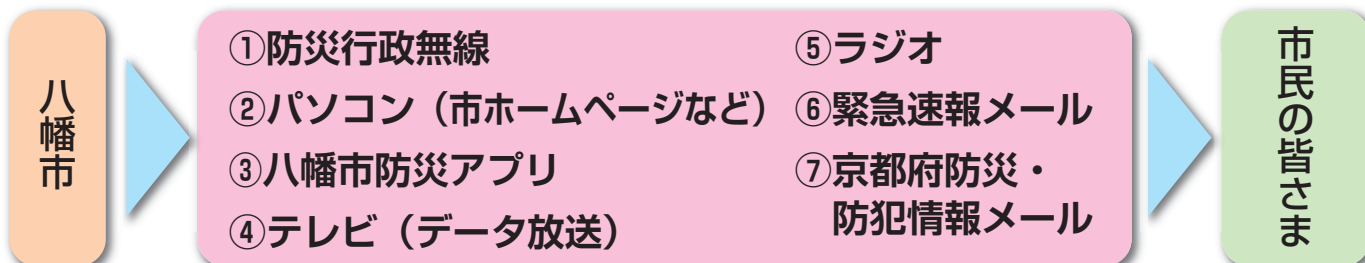


# 防災情報の入手方法を知ろう

●「防災ハザードマップ」は、八幡市ホームページからもご覧いただけます。

災害時における市民の皆さまの行動支援と防災などに活用していただくことを目的として、携帯電話や防災行政無線などを活用し、市民の皆さまへ各種災害情報や気象情報などの情報発信を実施しています。災害の備えとしてお役立てください。

## 市民の皆さまへの避難情報の主な広報手段



### ●緊急速報メール

八幡市では、災害・避難情報などを多くの方へ迅速に提供するため、「緊急速報メール」で配信をしています。

#### <緊急速報メールの概要>

●市内のNTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルなどの携帯電話に対して、市からの避難情報などを一斉に配信します。

●メールアドレスの登録は不要です。配信対象エリア（八幡市内）にある受信可能な携帯電話であれば自動受信されます。

※機種により受信できない場合や受信設定が必要となる場合があります。このメールの受信にかかる通信料・情報は無料です。  
※詳しくは、携帯電話会社にお問い合わせください。

### ●京都府防災・防犯情報メール

京都府では、気象情報や防災・防犯情報などをお知らせする「防災・防犯情報メール」を実施しています。

#### 京都府防災・防犯情報メールで受信できる情報

- 注意報、警報などの気象情報、雨量・河川水位の基準値超過
- 防災啓発情報や災害時におけるお知らせ情報など（光化学スモッグや食中毒の情報も配信）
- 防犯のための啓発情報や犯罪の発生情報など
- 市町村からの避難に関する情報などの防災情報、平常時の防災関係のお知らせ情報など

#### 利用方法

下記のメールアドレスに空メールを送信し、京都府から返信されるメールに従って登録手続きを実施してください。

[anzen@mail.bousai.pref.kyoto.lg.jp](mailto:anzen@mail.bousai.pref.kyoto.lg.jp)

※携帯電話などで迷惑メール防止対策の設定をされている方は、登録される前に

[anzen@mail.bousai.pref.kyoto.lg.jp](mailto:anzen@mail.bousai.pref.kyoto.lg.jp)

[oshirase@mail.bousai.pref.kyoto.lg.jp](mailto:oshirase@mail.bousai.pref.kyoto.lg.jp)

からの受信が可能ないように設定を行ってください。

※お問い合わせは、

京都府 危機管理部災害対策課まで

**TEL 075-414-5619**



### ●八幡市防災アプリ

八幡市では、防災アプリの運用を実施しています。日常でも使用できるお天気情報をお手軽に入手できます。ダウンロードは、右の二次元コードから。



iOS



Android

### ●防災行政無線

八幡市では、市内全域に36局の防災行政無線を設置し、屋外にいる方に対して、災害時の避難情報、緊急地震速報など、災害時のさまざまな情報を広報しています。

#### 防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合など、次の電話番号に電話をかけると受話器から防災無線の放送が流れます。

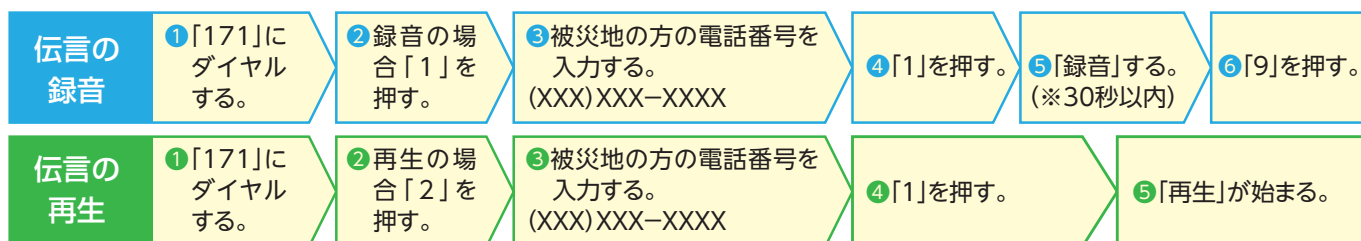
**TEL : 075-982-2484  
075-982-2485**

## ◎その他の防災情報アクセス一覧

八幡市ホームページ	市のホームページに防災に関する緊急情報を掲載します。	<a href="https://www.city.yawata.kyoto.jp/">https://www.city.yawata.kyoto.jp/</a>
きょうと危機管理WEB	京都府危機管理・防災情報ポータルサイト。京都府内の緊急・災害関連情報が閲覧できます。	<a href="https://www.bousai.pref.kyoto.lg.jp/dis_portal/">https://www.bousai.pref.kyoto.lg.jp/dis_portal/</a>
京都府マルチハザード情報提供システム	洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などさまざまなハザード情報等を地図上に重ねて表示し、作図機能を用いて避難経路等を描くことができます。	<a href="http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp">http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp</a>
京都地方気象台	京都府の天気予報、各種注意報・警報などを掲載します。	<a href="https://www.jma-net.go.jp/kyoto/">https://www.jma-net.go.jp/kyoto/</a>
川の防災情報	全国のリアルタイム雨量・水位の情報を提供します。水防警報、洪水予報やダム放流通知などを掲載します。	<a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a>
テレビ(データ放送)dボタン	データ放送で、テレビリモコンの「dボタン」を押すと天気や避難に関する情報を見ることができます。	

## 災害用伝言ダイヤル「171」を使いましょう

地震などの大きな災害の発生により、被災地へ電話がつながりにくい状況になった場合に利用できるようになる声の伝言板です。



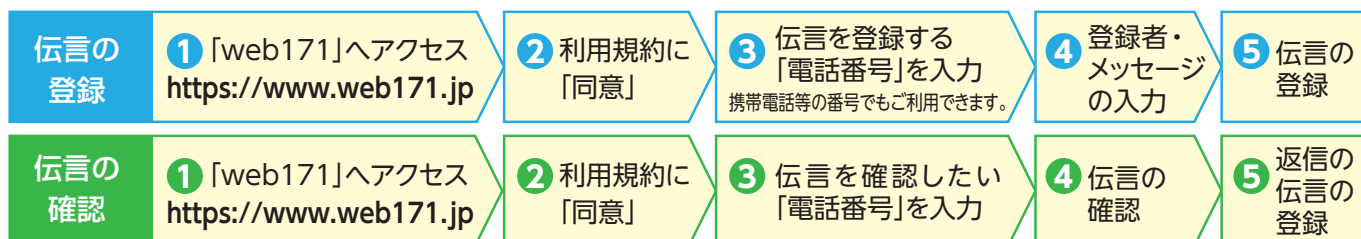
※ガイダンスが流れるので、その指示に従って落ち着いて録音・再生をしてください。

## 災害用伝言板 web171 (NTT 西日本・東日本) を利用しましょう

スマートフォンやパソコン等から、固定電話番号や携帯電話・PHS番号を入力して安否情報の登録、確認を行うことができます。伝言を登録した際に、あらかじめ設定しておいた通知先へメールや音声(電話)による伝言登録内容を通知することもできます。

災害用伝言板 web171

検索



## 携帯電話・スマートフォンの「災害用伝言板」を利用しましょう

震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した場合に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」が緊急に設けられます。

※詳しくは、携帯電話会社にお問い合わせください。

家族で  
体験して  
みよう

いざというときに備えて、年に一度は家族で体験利用をしてみましょう。また各電話会社では、掲載日以外のときも体験できるケースがありますので、各電話会社のホームページで確認してください。

- 毎月1日・15日
- 正月三が日(1月1日から1月3日まで)
- 防災週間(8月30日から9月5日まで)
- 防災とボランティア週間(1月15日から1月21日まで)

# 避難に関する知識を身につけよう

災害が発生し、家屋内にとどまることが危険な状態になった場合は、落ち着いてすばやく避難する必要があります。その際には、子どもや高齢者などの要配慮者の保護を念頭に置き、近所に声をかけながら集団で避難しましょう。

## 自らの判断で避難行動を～危険を感じたらすぐ避難しましょう

近年、台風による大雨等により逃げ遅れた住民が被害を受けるケースが多くあります。市区町村の避難に関する情報が間に合わない場合もあるため、危険を感じたときには自らが判断し、避難行動をとる必要があります。そして、「避難」とは「難」を「避」けること。市区町村が指定した小中学校や公民館などの指定緊急避難場所だけでなく、安全な場所にいる親戚や知人宅等に避難するなど、普段からどこに避難するか決めておきましょう。

### ■警戒レベルと避難に関する情報

災害の危険が迫って居住者の避難が必要になった場合に、避難に関する情報が発令されます。各情報に応じた避難行動をとりましょう。

警戒レベル	住民に行動を促す情報 (避難情報等)	状 況	住 民 が と る べ き 行 動
5	緊急安全確保 (市が発令)	災害発生 または切迫	<b>命の危険 直ちに安全確保！</b> すでに災害が発生している状況です。今いる場所より少しでも安全な場所に移動するなど命を守る行動をとりましょう。
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	避難指示 (市が発令)	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立ち退き避難または屋内安全確保）しましょう。ただし、土砂災害は立ち退き避難が原則です。
3	高齢者等避難 (市が発令)	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 避難に時間がかかる高齢者や障がいのある人などの要配慮者とその支援をする人は避難（立ち退き避難または屋内安全確保）しましょう。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤などの外出を抑えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難しましょう。
2	注意報 (大雨・洪水など) (気象庁が発表)	気象状況 悪化	自らの避難行動を確認 ハザードマップなどで災害リスクを確認したり、避難場所や避難経路、避難のタイミングなど自らの避難行動を確認しましょう。
1	早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める 最新の防災気象情報に注意して、災害への心構えを高めましょう。

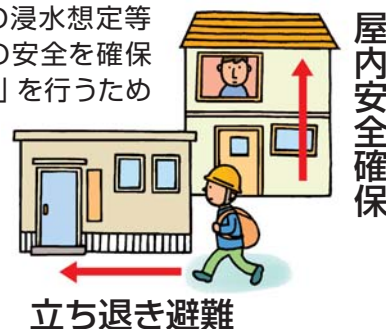
※市区町村が災害の状況を確実に把握できないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される避難情報ではありません。

「立ち退き避難」と「屋内安全確保」

風水害からの避難は、想定される災害（浸水、土砂災害）に対応した指定緊急避難場所への避難や、安全な場所にある親戚・知人宅への「**立ち退き避難**」が基本です。特に、土砂災害は自宅が倒壊するおそれがあるため、立ち退き避難が原則です。また、ハザードマップなどで自宅などの浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まることなどにより、計画的に身の安全を確保する「**屋内安全確保**」も可能な場合があります。ただし、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件を満たす必要があります。

「屋内安全確保」を満たす条件

- ① 自宅などが「家屋倒壊等氾濫想定区域」にないこと。
- ② 自宅などに浸水しない部屋があること。
- ③ 自宅などが一定期間浸水しても、水や食料、薬などの備蓄品の確保や、電気、ガス、水道、トイレなどが使用できること。



避難所生活の豆知識

避難所は原則として、自治体（行政）、各施設の管理者、避難者（地域住民）の三者が協力して開設・運営します。災害で被害を受けている状況での共同生活の場となりますので、みんなで助け合う「共助」の精神が不可欠です。

共同生活

- リーダー、副リーダーを置き、避難所運営のためのルールや各自の役割分担を決めましょう。
- 一部の人だけに負担がかからないようにみんなでできることを分担し協力しましょう。
- 一人でも多くの人が男女の区別なく積極的に避難所運営に参加しましょう。
- 起床～清掃～食事～消灯など、各避難所で決められた時間を厳守しましょう。
- 食料の配給は、公平性の確保に最大限配慮しましょう。



要配慮者への配慮

- 各避難所において、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦などを優先して、和室や空調設備のある教室などに割り当てましょう。
- 和室や多目的室などで、トイレに行きやすい場所を福祉スペースとしましょう。
- 人工透析患者・糖尿病患者などには食事制限があり、高齢者には軟らかいものが必要になるなど、要配慮者に対する食料には十分配慮しましょう。
- 相談窓口を設置し、要配慮者のニーズに応えられるようにしましょう。
- 小麦、そば、卵、乳、落花生、エビ、カニなど食物によっては、重篤なアレルギーを引き起こす危険性があるので十分注意しましょう。



感染予防

- マスク、消毒用アルコール液、体温計、スリッパやゴミ袋を持参しましょう。
- 手はせっけんとうで洗うか、消毒用アルコール液で消毒しましょう。
- 消毒用アルコール液は、避難所のいたるところに設置し、給食の列のはじまる場所とトイレの外に設置しましょう。
- せきやくしゃみなどで使用したティッシュは必ず捨てましょう。
- 熱やせきの出ている人は施設管理者または避難所運営委員会に相談しましょう。
- 食器やコップをはじめ洗面道具、かみそり、歯ブラシやタオルなどを共有しないようにしましょう。
- ゴミは生活区域から離れた場所に置き廃棄場所を決めて集積しましょう。



女性への配慮

- 避難所には最低限の間仕切りしか確保できないため、着替えなどのために人目につかない場所を確保できるように配慮しましょう。
- 更衣室を設置した場合には、カーテンの設置や利用時間（男女別に時間を決めて交代で利用）の設定など約束事を利用者間で話し合しましょう。
- 仮設トイレは、全体の何割かを女性専用のトイレとして設定し、夜間にトイレ周辺を重点的にパトロールするなど、女性にとって安心して使えるトイレ環境に配慮しましょう。
- 女性専用の洗濯場所や洗濯機の設置、物干し場の確保について検討し、女性が安心して利用できるよう配慮しましょう。



マナー

- 居住スペースでは携帯電話はマナーモードとし、通話は共有スペースで行いましょう。
- 居住スペースでの飲酒は控えましょう。
- 喫煙は、指定された場所を守りましょう。
- 共有スペースの使用は順番を守り、特定の人が独占しないよう、交代で譲り合って利用しましょう。
- 食料や物資は原則として平等です。全員に行き渡るよう、余分に持って行ったり蓄えたりするのはやめましょう。
- 困っている人を見かけたら、積極的に声をかけて助け合いましょう。



避難所でのペットの管理

- 避難所にはペットと一緒に避難できます。ただし、避難所（建物）内に持ち込めません。
- 避難所でのペットは、ケージに入れた状態で屋根のある屋外に、他のペットと一緒に管理していただきます。

